

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		心身障害者医療費助成金の返還
根拠条例・規則名		さいたま市心身障害者医療費支給条例、同施行規則
条 項		(条例)第3条、4条、11条、12条 (規則)第6条
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 保険年金課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	既に心身障害者医療費助成金の支給を受けた場合であって、以下のいずれかに該当したとき。 (1) 医療給付の発生事由が第三者行為による場合で、受給資格者が同一の事由につき当該第三者等から損害賠償を受けたとき。 (2) 偽りその他不正の手段により、医療費助成金の支給を受けたとき。 (3) 過分の支給を受けていたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		